

# 平成29年度 公益財団法人岐阜県教育文化財団 文化振興事業助成募集のお知らせ

**申請期間** **平成29年4月1日から平成29年5月1日まで**

(郵送の場合は、当日消印有効)

公益財団法人岐阜県教育文化財団では、県内文化活動の活性化による文化的風土の形成を目的として、県内の文化団体等が行う文化活動事業に対して助成を行っています。  
助成を希望される場合は、**説明をよくお読みの上**、申請してください。

## 助成対象事業の実施期間

**平成29年4月1日から平成30年3月31日まで**

### 目次

1. 助成対象となる事業	1
【2から12は、全ての事業に共通する事項です。必ずお読みください】	
2. 助成対象となる文化団体	2
3. 助成対象外となる事業	2
4. 助成対象であることの明記について	2
5. 申請に必要な書類について	3
6. 助成額の決定について	4
7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について	4
8. 実績報告書の提出について	4
9. 額の確定について	4
10. 助成金の支払いについて	4
11. 会計書類の保存及び立ち入り調査について	5
12. 助成金手続きの流れ	5
13. 助成項目ごとの説明	6
(1) 文化鑑賞事業	6
(2) 総合文化活動事業	8
(3) 岐阜文化の情報発信活動事業	10
(4) 伝統文化後継者育成事業	11
(5) 実演芸術青少年育成事業	12
(6) 実演芸術アウトリーチ事業	13
(7) 障がい者支援文化活動事業	15
(8) 県民文化振興事業	16
(9) 国際文化交流事業	18
14. 提出書類の記入例	19～29

別冊 平成29年度公益財団法人岐阜県教育文化財団文化振興事業助成申請書類様式集

お問い合わせ先

〒502-0841 岐阜市学園町3-42 ぎふ清流文化プラザ1階  
公益財団法人 岐阜県教育文化財団  
TEL 058-233-5810 FAX 058-233-5811  
URL <http://www.g-kyoubun.or.jp/jimk/>

# 1. 助成対象となる事業 ※重複申請はできません(「(4)伝統文化後継者育成事業」に申請する団体を除く)

<p><b>(1) 文化鑑賞事業(チケット配布への助成)</b> …… P. 6～7に詳細説明</p> <p>広く県民の皆さんに優れた文化を鑑賞する機会を提供するため、県内の会館・ホールで、県内の文化団体等が実施する公演等の入場券を買い取る事業</p> <p>・入場券を、30人分または15万円を限度に当財団が買い取ります。</p>
<p><b>(2) 総合文化活動事業</b> …… P. 8～9に詳細説明</p> <p>県内の文化団体が、県内の公立文化施設で行う公演、展示等の文化活動</p> <p>・会場使用料、附属設備等使用料、光熱費(冷暖房費等)の経費の一部を助成。</p> <p>①一般公演:上限20万円                      ②一般展示 :上限10万円</p> <p>③青少年公演:上限40万円                      ④青少年展示:上限20万円</p> <p>※青少年とは、小・中・高生、大学・専門学校の学生又は概ね22歳以下の者を対象とします。</p>
<p><b>(3) 岐阜文化の情報発信活動事業</b> …… P. 10に詳細説明</p> <p>県内の文化団体が、岐阜文化を情報発信するため、県外で行う公演、展示等の文化活動</p> <p>・会場使用料、附属設備等使用料、光熱費、宿泊、交通費の経費の一部を助成。</p> <p>①公演事業:上限40万円                      ②展示事業:上限20万円</p>
<p><b>(4) 伝統文化後継者育成事業</b> …… P. 11に詳細説明</p> <p>日本古来の伝統文化の保存・後継者育成・継承を図るため、県内の団体が実施する研修等の後継者育成活動</p> <p>・外部講師への謝金・旅費、会場使用料、研修教材費等の一部を助成。上限25万円</p>
<p><b>(5) 実演芸術青少年育成事業</b> …… P. 12に詳細説明</p> <p>次代の岐阜文化を担う若手を育成するため、青少年を主体とした実演芸術団体が、外部の講師を招聘し実施する研修事業又は民間の幼稚園の共同体や学校の共同体が、外部から芸術家、演奏家を招聘して実施する事業</p> <p>・外部講師、芸術家等への謝金・旅費、会場使用料、研修教材費等の一部を助成。上限25万円</p>
<p><b>(6) 実演芸術アウトリーチ事業</b> …… P. 13～14に詳細説明</p> <p>県内の実演芸術文化団体が県内学校等教育機関や文化施設、福祉施設へ出前公演する事業</p> <p>・助成対象事業の実施に要する経費の一部を助成。上限100万円</p>
<p><b>(7) 障がい者支援文化活動事業</b> …… P. 15に詳細説明</p> <p>障がい者の方々の参加を目的とした公演、展示等の文化活動</p> <p>・外部講師への謝金・旅費、客演者出演料、会場使用料等の一部を助成。</p> <p>①公演事業:上限40万円                      ②展示事業:上限20万円</p>
<p><b>(8) 県民文化振興事業 (県域団体対象)</b> …… P. 16～17に詳細説明</p> <p>県域団体が行う芸術・文化活動に対し、岐阜県民文化祭「〇〇に親しむ文化のつどい」事業として、各団体が実施する事業(対象分野:音楽、演劇・演芸、伝統芸能、舞踊、生活文化、文化一般)</p> <p>・助成対象事業の実施に要する経費の一部を助成。上限100万円</p>
<p><b>(9) 国際文化交流事業</b> …… P. 18～19に詳細説明</p> <p>県内の文化団体が海外から招請を受け、文化を通じ国際交流を図るため海外で行う公演、展示等の文化活動</p> <p>・渡航に係る旅費及び楽器・展示物等運搬費の一部を助成。上限100万円</p>

## 2. 助成対象となる文化団体

本助成制度に共通する、基礎的な必要条件です。その他の条件は、助成項目によって異なります。詳細は、それぞれの項目の説明で確認してください。

- (1) 岐阜県内に活動の本拠を置いていること
- (2) 10人以上の会員を有すること
- (3) 組織的かつ継続的に文化活動を行っていること
- (4) 代表者及び所在地が明らかで、団体の規約及び会計経理が明確なこと
- (5) 特定の団体・組織に所属することなど、会員資格に制限が設けられていないこと(「実演芸術青少年育成事業」は除きます。)

例: 高校の生徒、大学・専門学校の学生、特定の会社の社員等のみで組織された団体は不可。

## 3. 助成対象外となる事業

次のいずれかに該当する事業に対しては助成できません。

- (1) 営利を主目的とするもの
- (2) 特定の政治又は宗教活動及び主義主張の浸透を図るもの
- (3) 企業、職域団体等の団体内の活動である場合
- (4) 個展、会員展、クラブ発表会等、特定の構成員のみによって行われ公開性を欠くもの
- (5) 他に岐阜県(岐阜県の出資に係る財団法人、社団法人又は特殊法人を含む)からの助成を受ける事業
- (6) 市町村及び市町村が出資する財団法人等が実施する事業
- (7) 県外の施設で開催される事業(「岐阜文化の情報発信活動事業」は除きます。)

## 4. 助成事業であることの明記について

本助成事業に申請する事業には、チラシ・プログラム・チケット等に当財団の助成事業であることを明記してください。

助成事業項目	記載する名称
(1)文化鑑賞事業 (2)総合文化活動事業 (3)岐阜文化の情報発信活動事業 (4)伝統文化後継者育成事業 (5)実演芸術青少年育成事業 (6)実演芸術アウトリーチ事業 (7)障がい者支援文化活動事業 (9)国際文化交流事業	下記のうちのいずれかを記載してください。 「公益財団法人岐阜県教育文化財団助成事業」 又は 「助成 公益財団法人岐阜県教育文化財団」
(8)県民文化振興事業	岐阜県民文化祭事業として実施していただくこととなりますので、下記の <u>両方</u> を記載してください。(「〇〇」には、事業名称を記入) 第22回岐阜県民文化祭「〇〇に親しむ文化のつどい」事業 「助成 公益財団法人岐阜県教育文化財団」
※助成金の申請をしたことによって「公益財団法人岐阜県教育文化財団」の後援名義や「第22回岐阜県民文化祭」の協賛名義の使用を許可したものではありません。名義の使用を希望される場合は、別に使用申請を提出してください。	

## 5. 申請に必要な書類について 下記の書類を申請期間内に提出してください。

### 全ての項目に共通した提出書類

※記入例を参考にしてください。

①申請書 (別記第1号様式(共通))

②収支予算書 (別紙様式1)

<予算書の作成に関する注意事項>

①申請する事業に関するもののみ抽出し記入してください。団体全体の予算書ではありません。繰越金、慶弔費など団体運営のための経常的経費は対象外です。

②助成対象経費となる経費をよく精査してください。過大な見積もりは、助成金全体の交付率に影響し、結果的に交付金額の減少になります。

③調査票 (別紙様式2。事業内容、事務会計の担当者の連絡先は必ず記載してください)

④事業計画書 (別紙様式3。申請事業の項目によって異なります。)

別紙様式 3-1 (1)文化鑑賞事業、(2)総合文化活動事業、(3)岐阜文化の情報発信活動事業  
(7)障がい者支援文化活動事業、(9)国際文化交流事業

別紙様式 3-2 (4)伝統文化後継者育成事業、(5)実演芸術青少年育成事業

別紙様式 3-3 (6)実演芸術アウトリーチ事業

別紙様式 3-4 (8)県民文化振興事業

⑤規約・定款 過去に交付実績のある団体でも、必ず提出してください。既存のもので結構です。

⑥会員名簿 団体の全員の氏名・住所等の一覧表。既存のもので結構です。

### 下記の事業には特定の書類が必要です

⑦入場券配付計画(任意様式) (1)文化鑑賞事業

⑧講師経歴(任意様式) (4)伝統文化後継者育成事業、(5)実演芸術青少年育成事業、  
(7)障がい者支援文化活動事業(外部講師等を招へいする場合のみ)

※その他参考となる資料がありましたら、添付してください。(前回のチラシなど)

※申請書に記載された氏名・住所・電話番号は、本助成金の審査、交付等に係る通知などに使用するほか、当財団が主催する事業をお知らせすることがあります。

### 所定申請書類一覧 (「×」以外の書類を提出してください)

助成メニュー 必要書類	(1) 文化鑑賞	(2)総合文 化活動 (3)岐阜文 化の情報 発信 (3)国際文 化交流事業	(4) 伝統文化 後継者育成 (5) 実演芸術 青少年育成	(6) 実演芸術 アウトリーチ	(7) 障がい者 支援文化 活動	(8) 県民文化 振興
①申請書 (別記第1号様式)	○	○	○	○	○	○
②収支予算書 (別紙様式1)	○	○	○	○	○	○
③調査票 (別紙様式2)	○	○	○	○	○	○
④事業計画書 (別紙様式3)	3-1	3-1	3-2	3-3	3-1	3-4
⑤規約・定款 (任意様式)	○	○	○	○	○	○
⑥会員名簿 (任意様式)	○	○	○	○	○	○
⑦入場券配付計画(任意様式)	○	×	×	×	×	×
⑧講師経歴 (任意様式)	×	×	○	×	△	×

## 6. 助成額の決定について

- ① 事業の助成上限額
  - ② (総事業費) - 収入の差
  - ③ 対象経費 (ただし、「伝統文化後継者育成事業」「実演芸術青少年育成事業」は対象経費の3/4)
- ①～③のもっとも小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成額を決定します。

## 7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

助成の申請をした事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、及び助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となった場合は、「変更承認申請書」(第3号様式)の提出が必要です。事業費が減額となった場合は、再審査を行い、「交付決定額変更」を通知します。

助成事業を中止又は廃止する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、「中止(廃止・助成辞退)承認申請書」(第5号様式)の提出が必要となります。これらの場合には、当財団へご相談ください。

## 8. 実績報告書の提出について

事業終了後1か月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業の実績を報告してください。必要な提出書類は次のとおりです。

必要書類	助成メニュー	(1) 文化鑑賞	(2)総合文化活動 (3)岐阜文化の報発信 (3)国際文化交流事業	(4) 伝統文化後継者育成 (5) 実演芸術青少年育成	(6) 実演芸術アウトリーチ	(7) 障がい者支援文化活動	(8) 県民文化振興
①報告書 (別記第7号様式)		○	○	○	○	○	○
②収支決算書 (別紙様式4)		○	○	○	○	○	○
③事業概要報告書 (別紙様式5)		5-1	5-1	5-2	5-3	5-1	5-4※1
④領収書の写し		×	○	○	○	○	○
⑤助成体操経費領収書整理一覧表		×	×	×	○	×	○
⑥入場券配付実績明細書 (任意様式)		○	×	×	×	×	×
⑦チラシ・プログラム・新聞記事等※2		○	○	○	○	○	○

※1 別紙様式5-4(その1)と(その2)を添付してください。

※2 チラシ、プログラム等は、助成事業であることが明記されていることを確認できるものとします。

## 9. 額の確定について

実績報告書提出後、書類を審査し、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定し、「文化振興事業助成金確定通知書」(別記第8号様式)及び「文化振興事業助成金交付請求書」(別記9号様式)を送付します。

申請時の予算書の予算から助成対象経費が減少した場合、助成金が減額となる場合があります。

## 10. 助成金の支払いについて

「文化振興事業助成金交付請求書」に必要事項を記入して提出してください。

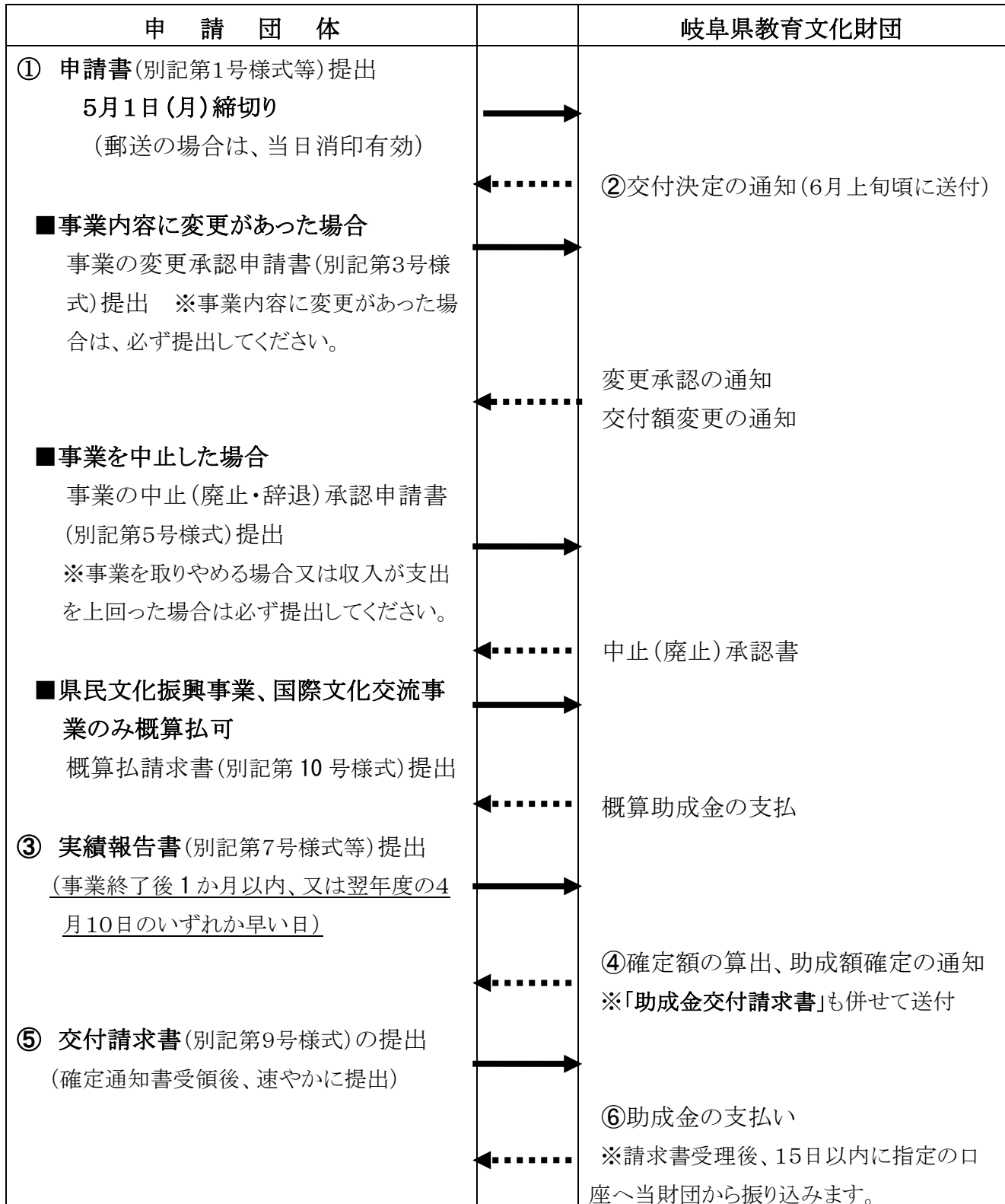
請求書には、指定振込先金融機関の口座名義の分かる部分のコピーを添付してください。

指定振込口座は、必ず団体名が入った口座としてください。(個人名義の口座は不可です)

## 11. 会計書類の保存及び立ち入り調査について

採択された事業について、助成対象事業に関する経費の会計書類、帳簿等を事業終了の翌年度から5年間保存してください。必要に応じて事業の実施状況及び会計処理状況について立ち入り調査を行うことがありますので、その場合はご対応願います。

## 12. 助成金手続きの流れ



# 13. 助成項目ごとの説明

## (1)文化鑑賞事業(チケット配付への助成)

### ア. 助成対象となる事業

広く県民の皆さんに優れた文化を鑑賞する機会を提供するため、県内の会館・ホール等で、県内の文化団体等が実施する公演等の入場券を買い取ります。

日頃芸術文化に触れる機会の少ない福祉施設入居等の社会的弱者、次代を担う小学校・中学校・高等学校の児童生徒及び公募による一般県民を対象に自主的に無料配付する計画がある場合、その一部に助成します。

### イ. 助成対象となる文化団体

P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」のとおり。

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

また、会員以外が鑑賞しようとする場合、会員になることが条件あるいは入場券が会費又は入会金の性格を持つ場合は、助成の対象外です。

### エ. 助成額

下記①～②のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。なお、前売り券・当日券がある場合は、前売り券の値段とします。

①30人分のチケット代金

②15万円

### オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の①～⑥の書類とともに、次の必要事項を記入した⑦「入場券配付計画書」を提出してください。

〈必要記載事項〉

配付予定先及び配付方法、配付するチケットの種類(料金)、配付枚数

〈配付計画書作成例〉

入場券配付計画書		団体名(〇〇の会)事業名(〇〇演奏会)		
	配付予定先(配付方法)		配付枚数	助成希望枚数
1	〇〇市△△施設の入居者(施設に持参)	自由席/2,000円	10	10
2	〇〇市内の小中学生(学校に持参)	自由席/2,000円	20	20
3	一般県民(県内から公募)	特別席/3,000円	10	0
			40	30 (合計 円)

### 〈添え書き文について〉

配付する入場券には、当財団の文化鑑賞事業助成により提供されたものであることを明記した添え書きをして配付してください。

#### 添え書き文書の例

(同様の内容であれば可)

このチケットは、(公財)岐阜県教育文化財団の文化鑑賞事業助成により提供されるものです。

### カ. 事業内容の変更について

配付枚数が減少したり、配付チケットの金額が変更になった場合は、交付額が変更となる場合があります。実績報告書を提出する前に、「変更承認申請書」(別記第3号様式)を提出してください。

### キ. 実績報告について

P. 4の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

「配布実績報告書」(任意様式)は、下記の作成例を参考に作成してください。

#### 〈配付実績報告書の作成例〉

入 場 券 配 布 実 績 一 覧					団体名(〇〇の会)	事業名(〇〇演奏会)
No.	配布先	氏 名	住 所	チケットの種類/料金		
	〇〇市立〇〇小学校		〇〇市△△町1-23-4			
1	〇〇小学校	文化 太郎	1年	自由席/1,000円		
	□□施設△△園		△△市◇◇町2-34-5			
11	△△園	岐阜 一郎		自由席/1,000円		
30	一般公募	文化 二郎	〇〇市××町	指定席/2,000円		
			合 計	100,000円		

※配布した個人全員について、氏名等を記載してください。ただし、施設入居者にあつては、施設の名称と施設の住所及び配付した個人の氏名、学校への配付にあつては、学校名、学校の住所と学年、児童・生徒名のみでも構いません。(施設名、学校名のみ報告は受け付けません。)

### ク. 額の確定について

P. 4の「9. 額の確定について」のとおり。

### ケ. その他

継続事業については、3年を目安に見直しをします。



## (2)総合文化活動事業(会場使用料への助成)

### ア. 助成対象となる事業

県内の文化団体が県内の公立文化施設で行う、公演、展示等の文化活動に対して、会場使用料等の一部を助成します。対象団体には、以下の2つがあります。

- (1) 一般文化活動支援：県内の一般の方が自主的に運営している団体
- (2) 青少年文化活動育成：県の文化活動の将来の担い手となる青少年が主体となって活動する団体  
※青少年とは、小・中・高生、大学・専門学校の学生、又は概ね22歳以下の者を対象とします。

#### 【助成対象経費】

会場使用料、附属設備等使用料、光熱費(冷暖房費等)の経費の一部を助成します。  
(前日仕込み、リハーサル、公演日、翌日の撤収に要する日程で使用するものを対象とします。リハーサル以外の練習、打合等の会場使用料は含みません。また、照明操作、舞台設営等の人件費及びピアノ調律料は対象外です。)

### イ. 助成対象となる文化団体

P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」のとおり。

また、青少年文化活動にあっては、青少年が主体となって活動する団体であること。

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

### エ. 助成額

#### (1) 助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

#### ① 下記事業の助成上限額

一般公演：上限20万円    一般展示：上限10万円  
青少年公演：上限40万円    青少年展示：上限20万円

#### ② (総事業費) - (収入) の差

#### ③ 対象経費(上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照)

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料」のことをいう。

#### (2) 経費の考え方

会費とは、(1)②の収入や当財団の助成金だけでは事業遂行に支障がある場合、会の通常経費から補填する金額を指します。新たに会員から徴収する出品料・出演料場合も、会費としてください。

会員外から出演料・出品料を徴収する場合は、(1)②の収入に含まれます。(収支予算書で、項目を分けてください)

### オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。

### カ. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請か

ら2割以上減額となった場合、助成事業を中止又は廃止する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

#### **キ. 実績報告について**

P. 4の「8. 実績報告書の提出」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び使用料の明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

#### **ク. 額の確定について**

P. 4の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

#### **ケ. その他**

継続事業については、3年を目安に見直しをします。

## (3) 岐阜文化の情報発信活動事業

### ア. 助成対象となる事業

県内の文化団体が、岐阜文化として情報発信するため、県外で行う、公演、展示等の文化活動に対して、会場使用料等の一部を助成します。

#### 【助成対象経費】

会場使用料、付帯設備等使用料、光熱費、宿泊、交通費の経費の一部を助成します。  
(会場使用料、附属設備等使用料は、前日仕込み、リハーサル、公演日、翌日の撤収に要する日程で使用するものを対象とします。リハーサル以外の練習、打合等の会場使用料は含みません。また照明操作、舞台設営等の人件費、ピアノ調律料は対象外です。)

### イ. 助成対象となる文化団体

P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」のとおり。

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」の(1)～(6)に該当する事業。

### エ. 助成額

助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

① 下記事業の助成上限額

公演事業: 上限40万円      展示事業: 上限20万円

② (総事業費) - (収入) の差

③ 対象経費 (上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照)

※ 収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料」のことをいう。

### オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。

### カ. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となった場合、助成事業を中止又は廃止する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

### キ. 実績報告について

P. 4の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

### ク. 額の確定について

P. 4の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

### ケ. その他

継続事業については、3年を目安に見直しをします。

## (4) 伝統文化後継者育成事業

### ア. 助成対象となる事業

日本古来の伝統文化の保存・後継者育成・継承を図るため、県内の伝統文化保存・育成団体が後継者育成及び技能保持者の人材確保のために実施する研修事業に要する経費の一部を助成します。

#### 【助成対象経費】

講師謝金、講師旅費、教材費、会場使用料、附属設備等使用料、光熱費(冷暖房費等)、楽器借料、楽譜料の一部を助成。

**※講師謝金及び講師旅費は、外部講師を招聘する場合のみ助成の対象となります。会員が講師である場合は対象経費となりません。**

### イ. 助成対象となる文化団体

箏曲、尺八、三絃、横笛、雅楽、新内、小唄、長唄、清元、日本舞踊など、伝統文化を保存・育成する岐阜県内の団体で、P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

### エ. 助成額

助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

①助成の上限額 25万円

②(総事業費)－(収入)

③対象経費(上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照)の3/4

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料」のことをいう。

### オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。⑧講師経歴(任意様式)を忘れず添付してください。

### カ. 事業内容の変更、中止、辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となった場合、助成事業を中止又は廃止する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

### キ. 実績報告について

P. 4の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

### ク. 額の確定について

P. 4の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

### ケ. 公演・舞台発表事業について

(2)総合文化活動事業又は(3)岐阜文化の情報発信活動事業をご利用ください。

## (5)実演芸術青少年育成事業

### ア. 助成対象となる事業

次代の岐阜文化を担う若手を育成するため、青少年を主体とした実演芸術団体が外部の講師を招聘し実施する研修事業又は民間の幼稚園の共同体や学校の共同体が、外部から芸術家、演奏家を招聘し実施する事業に要する経費の一部を助成します。

#### 【助成対象経費】

講師・芸術家等謝金、講師・芸術家等旅費、教材費、会場使用料、附属設備等使用料、光熱費(冷暖房費等)、楽器借料、楽譜料の一部を助成。

会場使用料、附属設備等使用料は、前日仕込み、リハーサル、公演日、翌日の撤収に要する日程で使用するものを対象とします。リハーサル以外の練習、打合等の会場使用料は含みません。

### イ. 助成対象となる文化団体

実演芸術(音楽、舞踊、演劇等。伝統芸能を除く。)文化団体で、青少年が主体となって活動する団体で、P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること

※青少年とは、幼・小・中・高生、大学・専門学校の学生、又は概ね22歳以下の者を対象とします。

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

### エ. 助成額

助成額の考え方

公演事業は下記①～②の、研修事業は下記①～③の、いずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

①助成の上限額

幼稚園や学校の共同体が3団体以上で事業を行う場合、1団体増えるごとに12万5千円増額し、最大50万円

②(総事業費)－(収入)

③対象経費(上記「1. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照)の3/4

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料」のことをいう。

### オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。研修事業は⑧講師経歴(任意様式)を忘れず添付してください。

### カ. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となった場合、助成事業を中止又は廃止する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

### キ. 実績報告について

P. 4の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

### ク. 額の確定について

P. 4の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

## (6)実演芸術アウトリーチ事業

### ア. 助成対象となる事業

県内の実演芸術文化団体が県内の学校等教育機関や文化施設、福祉施設へ出前公演する事業に要する経費の一部を助成します。

【助成対象経費】 下記の経費

項 目 名	細 目 名 例 示
出演等謝金	客演者等出演料
交通・宿泊費	交通費、宿泊費等
文芸費	演出料、舞台監督料、デザイン料、各種助手料、台本料、訳詞料、著作権等使用料等
音楽費	作詞料、作曲料、楽器借上料、楽譜借上料、著作権使用料等
舞台設営費	大道具費、小道具費、衣裳費、かつら費、メイク費、照明費、音響費等
会場設営費	展示費、看板費、照明費、音響費、効果費、楽屋等設営費、受付設営費等
会場費	会場使用料、附属設備等使用料等 注)
宣伝費	広告宣伝費、屋外広告費等
運搬費	展示品等運搬費、道具運搬費、楽器運搬費等
印刷費	プログラム、ポスター、チラシ等印刷費
記録費	写真撮影費、記録映像費、録音費等
その他事業運営費	通信連絡費、消耗品費、打合せ旅費、保険料、アルバイト賃金、手数料、自動車借上料等

ただし、以下の経費は対象外です。

①飲食費、レセプション、パーティー、打ち上げ等に要する経費

※出演者、関係者等の弁当代については、円滑な遂行上必要な事業期間中に限り、1,080円以内を基準に対象とします。

②団体運営のための経常的経費

(施設、設備等の整備費、及び備品、楽器等購入費を含む)

注)会場費は、前日仕込み、リハーサル、公演日、翌日の撤収に要する日程で使用するものを対象とします。リハーサル以外の練習、打合等の会場使用料は含みません。

### イ. 助成対象となる文化団体

実演芸術(音楽、舞踊、演劇等。)文化団体、県内の民間幼稚園又は学校の共同体・合同体(単独の場合は除く。)で、P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

### エ. 助成額

助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。

①助成の上限額 100万円

②(総事業費) - (収入)

③対象経費(上記「1. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】)参照

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料」のことをいう。

#### **オ. 申請に必要な書類**

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。

#### **カ. 事業内容の変更、中止、辞退について**

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となった場合、助成事業を中止又は廃止する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、**速やかに関係書類を提出してください。**

#### **キ. 実績報告について**

P. 4の「8. 実績報告書の提出」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

また、「助成対象経費領収書整理一覧表」(別紙様式4関係)を必ず添付してください。

#### **ク. 額の確定について**

P. 4の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

## (7)障がい者支援文化活動事業

### ア. 助成対象となる事業

障がい者の方々の参加を目的とした公演、展示等の文化活動に対して、事業に要する経費の一部を助成します。

#### 【助成対象経費】

客演者等出演料、講師謝金、指導謝金、講師交通・宿泊費、会場使用料、附属設備等使用料、光熱費(冷暖房費等)の一部を助成。

**※講師謝金及び講師旅費・宿泊費は、外部講師を招聘する場合のみ助成の対象となります。会員が講師である場合は対象経費となりません。**会場使用料、附属設備等使用料については、前日仕込み、リハーサル、公演日、翌日の撤収に要する日程で使用するものを対象とします。リハーサル以外の練習、打合等の会場使用料は含みません。

### イ. 助成対象となる文化団体

P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」のとおり。

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

### エ. 助成額

助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

#### ①助成の上限額

公演事業: 上限40万円      展示事業: 上限20万円

#### ②(総事業費)－(収入)

#### ③対象経費(上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照)

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料」のことをいう。

### オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。事業の実施に際して外部講師を招へいする場合は ⑧講師経歴(任意様式)を忘れず添付してください。

### カ. 事業内容の変更、中止、辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となった場合、助成事業を中止又は廃止する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

### キ. 実績報告について

P. 4の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

### ク. 額の確定について

P. 4の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。



## (8) 県民文化振興事業

### ア. 助成対象となる事業

岐阜県内を広域的に組織する団体が行う文化活動に対し、岐阜県民文化祭「〇〇に親しむ文化のつどい」事業として、各団体が実施する事業に要する経費の一部を助成します。

【助成対象経費】 下記の経費

項 目 名	細 目 名 例 示
出演等謝金	出演料、講師等謝金、指導謝金、賞金等
交通・宿泊費	交通費、宿泊費、日当等
文芸費	演出料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、各種助手料、台本料、訳詞料、著作権等使用料等
音楽費	作詞料、作曲料、編曲料、楽器借上料、楽譜借上料、著作権使用料等
舞台設営費	大道具費、小道具費、衣裳費、かつら費、メイク費、照明費、音響費等
会場設営費	展示費、看板費、照明費、音響費、効果費、楽屋等設営費、受付設営費等
会場費	会場使用料、附属設備等使用料等 注)
宣伝費	広告宣伝費、屋外広告費等
運搬費	展示品等運搬費、道具運搬費、楽器運搬費等
印刷費	プログラム、ポスター、チラシ、入場券、図録、機関誌(団体機関誌を除く)等印刷費
記録費	写真撮影費、記録映像費、録音費等
その他事業運営費	通信連絡費、消耗品費、打合せ旅費、保険料、アルバイト賃金、手数料、自動車借上料等

ただし、以下の経費は対象外です。

①飲食費、レセプション、パーティー、打ち上げ等に要する経費

※出演者、関係者等の弁当代については、円滑な遂行上必要な事業期間中に限り、1,080円以内を基準に対象とします。

②団体運営のための経常的経費

(施設、設備等の整備費、及び備品、楽器等購入費を含む)

注)会場費は、前日仕込み、リハーサル、公演日、翌日の撤収に要する日程で使用するものを対象とします。リハーサル以外の練習、打合等の会場使用料は含みません。

### イ. 助成対象となる文化団体

**当該分野を総合的に統括している県域団体**で、P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」の条件を満たしていること

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」のとおり。

また、教授会、教室等が行う稽古事、習い事等のおさらい会、発表会は助成対象外です。

### エ. 助成額

助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

①助成の上限額 100万円

②総事業費から、他団体からの補助金や助成金を除いた額の1/2

③対象経費(上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照)

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料」のことをいう。

## オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類を提出してください。

## カ. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となった場合、助成事業を中止又は廃止する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

## キ. 実績報告について

P. 4の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。また、「助成対象経費領収書整理一覧表」(別紙様式4関係)を必ず添付してください。

## ク. 額の確定について

P. 4の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

## ケ. 助成金の支払いについて

P. 4の「10. 助成金の支払いについて」のとおり。

また、この事業については、助成対象事業の実施上必要と認めるときは、助成金の一部を概算払いすることができます。

概算払を受ける場合は、「助成金概算払請求書」(別記第10号様式)により請求してください。

概算払できる金額は、1回につき助成金交付決定額の4割までとし、事業完了前に8割まで請求できます。

## コ. その他

継続事業については、5年を目安に見直しをします。

## (9)国際文化交流事業

### ア. 助成対象となる事業

県内の文化団体が、海外から招請を受け、文化を通じ国際交流を図ることを目的に、海外で行う公演、展示等の文化活動に対して、旅費の一部を助成します。

#### 【助成対象経費】

5名以上で行う公演または展示等の文化活動に関する渡航にかかる旅費及び楽器・展示物等運搬費の一部を助成します。

- ・スタッフ、キャストに係る費用のみ対象となります。代表者、事務局等に係る費用については、渡航者が20名以下の場合は1名、21名以上の場合は2名までを対象とします。
- ・日本の空港(出国手続きをする空港)から開催地の最寄りの国際空港(入国手続きをする空港)までのエコノミークラス席を利用する場合の往復の航空運賃及び滞在中の宿泊費を対象とします。(岐阜県の規定に基づき上限があります)
- ・税金、国内及び現地移動旅費等は対象外となります。

### イ. 助成対象となる文化団体

P. 2の「2. 助成対象となる文化団体」のとおり。

### ウ. 助成対象外となる事業

P. 2の「3. 助成対象外となる事業」の(1)～(6)に該当する事業。

### エ. 助成額

助成額の考え方

下記①～③のいずれか小さい額を助成限度額とし、これに一定の査定率を乗じ予算の範囲内で助成します。ただし、③の対象経費より、多く申請することはできません。

①助成の上限額 100万円

②(総事業費)－(収入)の差

③対象経費(上記「ア. 助成対象となる事業」の【助成対象経費】参照)

※収入とは、「入場料、参加料、会員外の出演料・出展料、他団体からの助成金、寄付金、協賛金、物品販売収入、広告料」のことをいう。

### オ. 申請に必要な書類

P. 3の「5. 申請に必要な書類について」に記載の書類及び渡航者一覧表、旅行代理店発行の国際航空運賃の見積書を提出してください。

### カ. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について

P. 4の「7. 事業内容の変更、中止、助成の辞退について」のとおり

事業の内容(実施日、会場、事業内容、事業名等)に変更が生じた場合、助成対象経費が当初の申請から2割以上減額となった場合、助成事業を中止又は廃止する場合及び交付決定後に辞退をする場合には、速やかに関係書類を提出してください。

### キ. 実績報告について

P. 4の「8. 実績報告書の提出について」に記載の書類を提出してください。

対象経費の領収書のコピー及び明細(領収書に記載されている場合は不要)を必ず添付してください。

### ク. 額の確定について

P. 4の「9. 額の確定について」のとおり。

事業費総額や助成対象経費の減額が実施後に判明した場合は、「事業実績報告書」の収支決算書に基づいて、交付金額を確定します。

### ケ. その他

継続事業については、3年を目安に見直しをします。

# 14. 提出書類の記入例

## 記入例

別記 第1号様式

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人岐阜県教育文化財団  
理 事 長 様

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
(住 所) 〇〇市〇〇町123-45  
(団体等名) 〇〇〇〇会  
(代表者役職名) 会長  
(代表者氏名) 文化 太郎 印  
(連絡先) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成29年度文化振興事業助成金交付申請書

下記のとおり文化振興事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

区 分	内 容
1 助成対象事業 ※希望する項目 に必ずチェック してください。	<input type="checkbox"/> (1)文化鑑賞事業 <input type="checkbox"/> 一般展示、 <input checked="" type="checkbox"/> 一般公演 <input checked="" type="checkbox"/> (2)総合文化活動助成 <input type="checkbox"/> 青少年展示、 <input type="checkbox"/> 青少年公演 <input type="checkbox"/> (3)岐阜文化の情報発信活動事業 <input type="checkbox"/> (4)伝統文化後継者育成事業 <input type="checkbox"/> (5)実演芸術青少年育成事業 <input type="checkbox"/> (6)実演芸術アウトリーチ事業 <input type="checkbox"/> (7)障がい者支援文化活動事業 <input type="checkbox"/> (8)県民文化振興事業 <input type="checkbox"/> (9)国際文化交流事業
2 実施事業名	第〇〇回 〇〇定期演奏会
3 主 催 者	〇〇〇〇会
4 開 催 日	平成〇〇年〇月〇〇日(曜日)～平成 年 月 日( )
5 開催場所	△〇会館
6 事業内容 (参加見込人員)	〇〇について日頃の練習の成果を発表する。 関係者(〇〇〇人) 入場者(〇〇人)
7 助成申請額	200 千円(総事業費 1,100 千円)

### 収支予算書の予算額と同額になります↑

添付書類 (提出する際には、□欄にチェックをして漏れがないようご確認ください。)

- 収支予算書                      ←(別紙様式1)記入例(P19)を参考に作成してください。
- 調査票                              ←(別紙様式2)記入例(P20)を参考に作成してください。
- 事業計画書                      ←事業の内容がわかるものを作成してください。(別紙様式3. 申請事業項目によって異なる)
- 入場券配布計画書              ←「文化鑑賞事業」助成申請の場合のみ、作成してください。
- 団体規約(又は定款)            ←任意様式。既存のもので可。
- 会員名簿                          ←任意様式。既存のもので可。
- その他資料                      ←事業の内容がわかるものを添付してください。(前回のチラシ等)

←必ず記載してください。

←代表者の住所、氏名、団体名をご記入のうえ、押印してください。代表者個人の印でも、団体の印でも結構です。事務局長や部会長などは代表者ではありません。

←希望する助成項目ひとつの□欄にチェック。  
注) 複数のメニューは選択できません。

←事業名称を記入

←主催団体名を記入

←事業の開催年月日を記入

←事業の開催場所を記入

←事業内容について、簡潔にご記入ください。

←助成項目ごとの助成限度額を参照のうえ、希望申請額を必ずご記入ください。

## 収 支 予 算 書

※申請事業の予算書であり、団体全体の予算書ではありません！

## 1 収入の部

単位:円

項 目	予 算 額	備 考
出演料、出品料(会員外)	100,000	単価×人数
チケット代、入場料	300,000	券種の明細
他の補助金、助成金	300,000	
広 告 費	100,000	
会 費	100,000	
岐阜県教育文化財団助成金	200,000	
計	1,100,000	

収入の部には、対象となる事業の収入となると予想されるものを、すべて記入してください。

←会員からの徴収は除く

←当財団以外からの助成金等について、予定があれば記入。

←会の通常経費からの補填、及び会員からの臨時徴収の額を記入

←申請書に記入した、助成申請額を必ず記入

←支出の部の計と同額になります。

## 2 支出の部

単位:円

項 目	予 算 額	備 考
会 場 費	300,000	会場使用料 270,000円 練習会場 30,000円
出演者・講師等謝金	200,000	
プログラム印刷費	200,000	
会 議 費	100,000	
食 料 費	100,000	
事 務 費	100,000	
通 信 費	100,000	
計	1,100,000	

支出の部には、対象となる事業の支出となると予想されるものをすべてあげてください。

←会場費には、ホール等の使用料の他冷暖房費、備品使用料、リハーサル時の使用料を含みます(ピアノ調律代、照明及び舞台設営の人員費は含みません)。対象となる経費を明らかにしてください。

← 収入の部の計と同額になります。

(注意)「収入の部」の計と「支出の部」の計は一致させてください。

# 団体調査票

## ※必ず提出してください

下記の事項について簡潔に記載してください。

団体名	〇〇会	会員数	35人
-----	-----	-----	-----

### 1 貴団体のプロフィール(結成年、設立経緯、活動目的など)

昭和60年設立。△△の卒業生や☆☆サークルの参加者が、合同して××公演を行ったことを契機に、両者が合体して一緒に活動するために設立した。

その後、公演に参加して下さった一般の方も会員に加わり、現在に至る。

△△市及び周辺に在住、在勤する者が、日頃の演奏活動を通じて懇親を深めるとともに、市民に自分たちの演奏を聴いてもらうことを目的とする。

### 2 貴団体の普段の活動状況(通常の活動内容、活動場所、活動の頻度)

毎週土曜日、△公民館で練習。

偶数月の第3日曜日に、施設等で慰問演奏。

年に1回、△〇会館でコンサート。

### 3 貴団体のこれまでの活動実績

設立以来毎年コンサートを行っている。今年で第14回目を迎える。

また、3年に1回、市の友好都市×〇市へ訪問公演も行っている。

毎月行っている慰問公演では、平成15年に△△市から感謝状を受けた。

### 4 貴団体の収支状況(主な収入源、会費の金額など)

毎月3,000円の会費、及びコンサート時に5,000円を徴収する。

### 5 郵便物の送付先・問い合わせ先

本助成金について、こちらからの問い合わせに対応できる方の情報を記入してください。

フリガナ	やぶた いちろう
①担当者名(役職名)	(会 計) 藪田 一郎
②担当者住所	〒500 - 8384 岐阜市藪田南5-14-53
③連絡先	電話番号 (058) 277 - 1139 携帯電話番号は、差し支えなければ記入してください FAX番号 (058) 277 - 1140 携帯電話 (090) 111 - 1111 電子メールアドレス yabuta@abc.co.jp
④連絡がとりやすい時間帯	朝8:30～夕方5:30

※(1)文化鑑賞事業、(2)総合文化活動事業、(3)岐阜文化の情報発信事業、  
(7)障がい者支援文化活動事業、(9)国際文化交流事業 用

事業名	<b>第〇〇回 〇〇定期演奏会</b>
実施日時	平成 〇〇年 〇月 〇日( <b>土</b> )から 平成 年 月 日( )まで
実施会場	
参加者予定数	関係者(出演・出品者、会員、スタッフ) 人 入場者(関係者を除く) 人
事業の概要  (3)岐阜文化の情報発信活動事業は「岐阜文化」の情報発信をふまえた内容としてください。	<p>(1)目的</p> <p><b>地域での音楽活動の普及を図るとともに、地域の皆さんに日頃接する機会の少ない音楽を鑑賞していただく。</b></p> <p>(2)内容</p> <p><b>演奏予定曲</b></p> <p><b>山× ☆二郎 作曲 幻想組曲「蕨田」</b></p> <p><b>J. T. バッハ 作曲 弦楽五重奏曲「エンクウ」</b></p> <p><b>ヘルベルト・シュトラウス 作曲 尺八協奏曲「織部」</b></p>

(4)伝統文化後継者育成事業、(5)実演芸術青少年育成事業 用

※研修内容ごとに作成してください。

事業名	<b>三絃講習会</b>
目的	<b>地域の小中学校で学ぶ生徒に、伝統文化の良さを知ってもらおうとともに、公民館活動で演奏までになってもらう。ひいては、地域の大人達と一緒に活動することで、大人と子どもが一体となって活動する地域文化の醸成を図りたい。</b>
実施日時	平成〇〇年 〇月～〇月 <b>(全日程 平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月)</b>
実施会場	<b>△☆公民館集会室</b>
講師肩書	<b>山月流師範</b>
講師氏名	<b>古田織部丞</b> ※公演事業の場合は演奏家等の氏名
受講予定者数	<b>小中校生 約30人</b>
<p>内容（時間割、講習曲目など）</p> <p><b>平成〇〇年4月～6月、毎週金曜日午後6時～8時</b></p> <p><b>曲目 古曲「浜千鳥」</b> <b>古曲「天の川」</b></p>	



## アウトリーチ公演事業計画書

公演名	〇〇〇演奏会
公演日時	平成 〇〇年 〇〇月 〇日 ( 〇 ) ~ 平成 年 月 日 ( )
公演対象	①公演対象の学校(施設)等名称及び所在地 名称 <b>△〇小学校</b> 所在地 <b>〇〇市△△町1-2-3</b> ②予定鑑賞者数 <b>100</b> 人
実施会場	施設名 <b>△〇小学校講堂</b> 所在地 <b>〇〇市△△町1-2-3</b>
公演の概要	内容(演目、曲目など) 演奏予定曲  <b>山× ☆二郎 作曲 幻想組曲「藪田」</b>  <b>J. T. バッハ 作曲 弦楽五重奏曲「エンクウ」</b>  <b>ヘルベルト・シュトラウス 作曲 尺八協奏曲「織部」</b>
過去に実施した 出前公演の実 績	(実施対象、日時、参加者数などを記入)  <b>毎年、小学校へ出前公演を行っており、27年度は、〇月〇日に△△小学校で 〇〇人を対象に演奏した。</b>

## 県民文化振興事実施計画書

事業名	<p><b>日本舞踊</b> に親しむ文化のつどい</p> <p>(サブ事業名) <b>ぎふ日本舞踊の祭典</b></p>
実施日時	<p>平成〇〇年△△月□□日(◇)から</p> <p>平成〇〇年△△月□□日(◇)まで</p>
実施会場	<b>〇〇〇市民文化会館 大ホール</b>
参加予定者数	<p>参加団体等 〇〇会、◇◇連盟 等 □□団体</p> <p>関係者(出演・出品者、会員、スタッフ) 〇〇 人</p> <p>入場者 〇〇 人</p>
入場料の有無	<b>有 前売り〇〇〇円 (当日△△△円)</b>
広報計画	<p>〇〇市広報に掲載</p> <p>△△新聞、□□情報誌に掲載、◇◇放送で報道</p> <p>チラシ〇〇〇枚、ポスター◇◇◇枚等配布</p>
後援・協賛団体等	<b>〇〇市、〇〇市教育委員会</b>
事業の概要	<p>(1)目的</p> <p>日本舞踊の歴史、魅力、作法等を広く県民にわかりやすく紹介し、日本舞踊に対する理解と関心を高めてもらう事業とする。</p> <p>また、一流の舞踊家たちによる名技の披露、県民との交流を通じて、日本舞踊の神髓を伝えるものとする。</p> <p>(2)内容(事業類型区分に応じて記入してください)</p> <p>①日本舞踊の魅力レクチャー公演</p> <p>講師 〇〇〇〇 出演者 〇〇〇〇、〇〇〇〇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・模範演目披露 長唄「連獅子」</li> <li>・レクチャー 題目「日本舞踊の歴史と作法」</li> <li>・体験参加 作法、所作体験参加</li> </ul> <p>②〇〇△△とのふれあい交流ステージ</p> <p>(3)特色及び事業効果</p> <p>・単なる舞踊鑑賞公演にとどまらず、広く県民に日本舞踊の歴史や作法、所作等基本的な理解を深めてもらい、これまで日本舞踊に触れたことのない方にも親しんでもらえる機会を提供することができる。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※事業の特色、事業実施によって得られる効果等を、具体的に記載してください。</p>

※申請内容の審査の後、採択となった事業については、この交付決定通知書をお送りします。

参 考

別記 第2号様式

公教文第〇〇〇号  
平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇会  
会長 文化 太郎 様

公益財団法人岐阜県教育文化財団  
理事長

文化振興事業助成金の交付決定について（通知）

平成〇〇年〇月〇日付けで申請のありました下記の助成事業については、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 助成対象事業名 第〇〇回 〇〇定期演奏会

2 助成金の額等

助成決定額 〇〇〇, 〇〇〇円 ←申請された金額より、減少する場合があります。

支払方法 精算払い

3 交付の条件

○助成対象事業の印刷物（チラシ、ポスター、当日配布プログラム等）については、当財団から助成金を交付している旨を明記してください。

記載例 **公益財団法人岐阜県教育文化財団助成事業**

※事業実績報告書は、事業終了後、速やかにご提出ください。

記入例

別記 第7号様式

平成〇〇年 〇月〇〇日 ←必ず記載してください。

公益財団法人岐阜県教育文化財団  
理事長 様

※申請書(第1号様式)と同じ要領で記入してください。

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
(住所) 〇〇市〇〇町123-45  
(団体等名) 〇〇〇〇楽団  
(代表者役職名) 会長  
(代表者名) 文化 太郎 印  
(TEL) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

文化振興助成事業実績報告書

平成〇〇年〇月〇日付け公教文第〇〇〇号の〇〇〇で助成金の交付の内定を受けました下記の事業について、実績を報告します。

←交付決定通知又は変更通知の日付と番号を記入してください。

区分	内容
1 事業名	第〇〇回 〇〇定期演奏会
2 主催者	〇〇〇〇楽団
3 開催日	平成〇〇年〇月〇〇日( ) ~ 平成 年 月 日( )
4 開催場所	ふれあい福寿会館サランカホール
5 参加人員実績	関係者(出演者、出品者、会員等) 〇〇〇人 入場者(関係者以外) 〇〇〇人

〈添付書類〉

1 収支決算書(別紙様式4)

実演芸術アウトリーチ事業、県民文化振興事業は「助成対象経費領収書整理一覧表」(別紙様式4関係)も領収書の写しとともに必ず添付してください。

←別紙の記入例を参考に作成してください。  
(別紙様式4)

2 事業概要報告書(別紙様式5)

←事業結果の概要について記載したものを作成してください。(別紙様式5)

3 助成対象経費領収書の写し

←会場使用料及び付帯施設の領収書など助成対象経費の領収書の写しを添付して提出してください。

4 入場券配布実績明細書

←文化鑑賞事業助成については、「入場券配付実績」を併せて提出してください。

5 その他チラシ、プログラム、新聞記事等の関係資料

←後援名義の使用、及び財団助成事業である旨が明記されているかを確認するため、事業のパンフレット、チラシ等を添付してください。

## 収 支 決 算 書

## 1 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額A	決 算 額B	差引A－B	備 考
出演料、出品料	100,000	100,000	0	
チケット代、入場料	200,000	180,000	20,000	
他の補助金、助成金	300,000	300,000	0	
広 告 費	100,000	100,000	0	
会 費	100,000	100,000	0	
岐阜県教育文化財団助成金	200,000	150,000	50,000	
計	900,000	830,000	70,000	

収入の部には、対象となる事業の収入となったすべてのものをあげてください。

←交付決定された助成金額を記入してください。

←支出の部の計と同額になります。

予算額は、申請時の収支予算書の金額をそのまま記入してください。

## 2 支出の部

単位：円

項 目	予 算 額A	決 算 額B	差引A－B	備 考
会 場 費	300,000	250,000	50,000	会場費 220,000円 練習会場費 30,000円
プログラム印刷代	200,000	250,000	△50,000	
会 議 費	100,000	80,000	20,000	
謝 金	100,000	80,000	20,000	
事 務 費	100,000	80,000	20,000	
通 信 費	100,000	90,000	10,000	
計	900,000	830,000	70,000	

支出の部には、対象となる事業の支出になったすべてのものをあげてください。

←会場費となった、ホールの使用料、冷暖房費、備品使用料、リハール時の使用料等をご記入ください。

文化鑑賞事業以外の事業を申請された方は、助成対象経費の領収書の写しを添付してください。

←収入の部の計と同額になります。

※事業実績報告書提出後、審査し、この確定通知書をお送りします。

参 考

別記 第8号様式

公教文第〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇楽団  
代表 文 化 太 郎 様

公益財団法人岐阜県教育文化財団  
理事長

文化振興事業助成金確定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで実績報告のあった下記の助成事業については、次のとおり助成金額を確定します。

つきましては、別添の「助成金交付請求書」に必要事項をご記入のうえ、振込先預金通帳（表紙）の写しを併せてご提出ください。

記

- 1 助成対象事業名      第〇〇回〇〇〇定期演奏会
  
- 2 助成金の確定額      〇〇〇, 〇〇〇円 ← **助成対象となる経費が減少した場合、助成金額が減少する場合があります。**